

事 務 連 絡  
平成19年11月9日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
企画法令係

高齢者医療に係る「凍結策」の広報について（依頼）

平素より国民健康保険制度の運営にご尽力賜り深く御礼申し上げます。

さて、与党のプロジェクトチームにおいて、70～74歳の患者の窓口負担割合の1割から2割への引き上げについては平成20年4月から平成21年の3月までの1年間凍結すること等が取りまとめられたことに伴う周知・広報については、平成19年11月9日付け保国発1109001号により依頼したところですが、その、趣旨、具体的実施方法等については下記のとおりとすることにしましたので、貴管内保険者に対し周知いただきますようお願いいたします。あわせて、貴都道府県においても広報誌等による広報について御協力いただきますようお願いいたします。

また、具体的な制度内容については、今後予算編成過程で検討することとなりますが、その内容のたたき台等については随時情報提供を行わせていただきます。

なお、本件に対するご質問等につきましては、各都道府県の国民健康保険主管課から、Eメール又はFAXにて以下の連絡先までご連絡いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 今般の依頼の趣旨

先般の連立政権合意を踏まえ、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、70～74歳の患者の窓口負担割合の1割から2割への引き上げについては平成20年4月から平成21年の3月までの1年間凍結すること等が、別添1のとおり取りまとめられ、11月2日には政府に申し入れが行われ、政府としても真摯に受けとめ、適切に実施することとされたところである。

一方、これまで各保険者等においては、平成20年4月からの窓口負担の1割から2割への引き上げを前提に、高齢受給者証の発行や周知・広報を行っており、プロジェクトチームの取りまとめの報道等を受け被保険者からの問い合わせが増加しているところであり、取り急ぎ、現在の状況について、被保険者等に早急に正確な情報提供を行う必要がある。

このため、国においても様々な手段を活用して広報活動に努めるとともに、保険者及び都道府県においても周知・広報を実施を行うことにより、被保険者等に正確な情報提供を実施する。

## 2 依頼事項

### ① 市町村（特別区を含む。以下同じ。）

可能な限り速やかに、別添2を参考に、既に高齢受給者証を交付している70～74歳の被保険者（現役並所得者及び後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた者を除く。以下同じ。）に対して、窓口負担割合の1割から2割への見直しの凍結についてダイレクトメール等郵送により周知を実施するとともに、可能な限り直近の広報誌等に、別添3を参考に今般の凍結策の内容を掲載し、幅広い情報提供を実施する。

特に、被保険者証の切り替え時期が10月で、裏面に一部負担金割合を記載している市町村においては、交付された被保険者証の負担割合と今般の凍結策に係る報道等との齟齬により被保険者に混乱が生じていると思われることから、早急に適切な周知を積極的に実施する。

今後、平成19年度中に新たに70歳となり、高齢受給者証を交付する被保険者（現役並所得者及び後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた者を除く。以下同じ。）に対しては、高齢受給者証交付の際に窓口負担割合の1割から2割への見直しの凍結について周知を実施する。

また、既に作成・使用しているパンフレット等については、今般の凍結策の内容を反映・訂正の上利用する。

### ② 国民健康保険組合

可能な限り速やかに、別添2を参考に、既に高齢受給者証を交付している70～74歳の被保険者に窓口負担割合の1割から2割への見直しの凍結についてダイレクトメール等郵送により周知を実施する。ただし、事業所に所属する被保険者については、事業主経由により周知を行うこととしても差し支えない。

今後、平成19年度中に新たに70歳となり、高齢受給者証を交付する被保険者に対しては、高齢受給者証交付の際に窓口負担割合の1割から2割への見直しの凍結について周知を実施する。

また、既に作成・使用しているパンフレット等については、今般の凍結策の内容を反映・訂正の上利用する。

### ③ 都道府県

①及び②の内容について管内保険者に依頼するとともに、直近の広報誌等に、別添3を参考に今般の凍結策の内容を掲載し、情報提供を実施する。

## 3 その他

2の①及び②に基づく既に高齢受給者証を交付している70～74歳の被保険者への郵送による周知に係る経費については、今年度の調整交付金及び特別対策費補助金により措置することとしている。

以上

(照会先)

厚生労働省保険局国民健康保険課  
企画法令係

TEL : (03) 5253-1111

(内線) 3258

FAX : (03) 3504-1210

Mail : [sumizono-taichi@mhlw.go.jp](mailto:sumizono-taichi@mhlw.go.jp)

## 高齢者医療の負担のあり方について

平成19年10月30日  
与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム

今後、高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、負担能力を勘案しつつ、現役世代と高齢者でともに支え合う高齢者医療制度が設けられることとなった。

今般の連立政権合意において、構造改革路線の継続と、セーフティネットの整備、負担増・格差の緩和など国民生活に重きを置いた方向の政策が必要との認識に立って、高齢者医療制度の負担のあり方について早急に検討することとされた。

これを受け、具体的な措置を検討するため、本プロジェクトチームにおいて精力的に議論を重ねた結果、本制度を円滑に施行するため、高齢者の置かれている状況に配慮し、激変緩和を図りつつ進めるべきとの結論を得た。

こうした考え方の下、平成20年度において講ずる措置につき、次のとおりとりまとめた。なお、政府においては、上記趣旨につき広く国民に周知を図るよう努めるべきである。

- 1 70歳から74歳の医療費自己負担増(1割→2割)を、平成20年4月から平成21年3月までの1年間凍結する。保険給付は8割とし、この措置に係る財源については国が負担する。
- 2 後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる者(被用者保険の被扶養者)の保険料負担については、制度加入時から2年間の軽減措置を講ずることとしているが、さらに、平成20年4月から9月までの6ヶ月間これを凍結し、10月から平成21年3月までの6ヶ月間9割軽減する。この措置に係る財源については国が負担する。
- 3 以上の予算措置については、1及び2に対応するための保険者・地方自治体のシステム改修経費等の取扱いや概算要求基準との関係を含め、予算編成過程で検討し、適切に対処する。

なお、平成21年4月以降の高齢者医療制度については、世代間・世代内の公平、制度の持続可能性の確保や財政健全化との整合性の観点も踏まえつつ、給付と負担のあり方も含めて、本プロジェクトチームで引き続き検討する。

## 【ダイレクトメール等郵送用案文】

### 70～74歳の方の窓口負担の見直しについて

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、70～74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担について、以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

なお、正式に決定されれば、3月に新たな高齢受給者証を再発行させていただきます。

#### ○70～74歳の方<sup>(注1)</sup>の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの一年間窓口負担が1割に据え置かれます。

(注1) 既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

(注2) 昨年の制度改正では、70～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

## 【市町村広報掲載用案文】

### 高齢者医療制度の見直しについて

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

なお、今後、正式に内容が固まった段階で改めてお知らせさせていただきます。

#### 1. 70～74歳の方<sup>(注1)</sup>の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの一年間窓口負担が1割に据え置かれます。

(注1) 既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

(注2) 昨年の制度改正では、70～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

#### 2. 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。

##### (対象者)

75歳以上の方<sup>(注1)</sup>で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日又は75歳の誕生日の前日)において被用者保険<sup>(注2)</sup>の被扶養者となっている方

(注1) 65～74歳で一定の障害認定を受けた方を含みます。

(注2) 政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

(注3) 昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。